イ　スペクトル分析器の設定は、次のとおりとする。
中心周波数　922MHz
掃引周波数幅　12.2MHz
分解能帯域幅　100kHz
ビデオ帯域幅　分解能帯域幅の３倍程度
トリガ条件　フリーラン
検波モード　ポジティブピーク
⑵　キャリアセンスの判定時間
ア　標準信号発生器の設定は、次のとおりとする。
試験周波数　試験機器の受信周波数帯の中心周波数
変調　無変調
出力レベル　２⑴アに同じ。
イ　パルス信号発生器の設定は、次のとおりとする。
(ｱ)　キャリアセンス判定時間が５ms以上の場合
A　送信可能状態の設定
標準信号発生器の出力を100ms停止させた後に４ｓ以上出力させる信号を発生する設定
B　送信不可能状態の設定
標準信号発生器の出力を５ms停止させた後に４ｓ以上出力させる信号を発生する設定
(ｲ)　キャリアセンス判定時間が128μs以上、かつ、１時間当たりの送信時間の総和が360ｓ以下の場合
A　送信可能状態の設定
標準信号発生器の出力を４ms停止させた後に400ms以上出力させる信号を発生する設定
B　送信不可能状態の設定
標準信号発生器の出力を128μs停止させた後に400ms以上出力させる信号を発生する設定
［ウ　略］
［３・４　略］
５　試験結果の記載方法
４⑴イ、ウ及び⑵ウ、エを確認できた場合は「良」、それ以外の場合は「否」と記載する。なお、１時間当たりの送信時間の総和は工事設計書により確認した値を記載する。

［第四～第十二　略］
第十三　平成元年郵政省告示第42号第10項第２号に掲げる無線設備のうち916.7MHzを超え923.5MHz以下の周波数の電波を使用するもの
一　一般事項
別表第二十第一の一の項に同じ。
二　周波数の偏差
別表第二十第一の四の項に同じ。

イ　スペクトル分析器の設定は、次のとおりとする。
中心周波数　953MHz
掃引周波数幅　６MHz
分解能帯域幅　100kHz
ビデオ帯域幅　分解能帯域幅の３倍程度
トリガ条件　フリーラン
検波モード　ポジティブピーク
⑵　キャリアセンスの判定時間
ア　標準信号発生器の設定は、次のとおりとする。
試験周波数　試験機器の受信周波数帯の中心周波数
変調　無変調
出力レベル　受信入力端子で－75dBm
イ　パルス信号発生器の設定は、次のとおりとする。
(ｱ)　キャリアセンス判定時間が10ms以上の場合
A　送信可能状態の設定
標準信号発生器の出力を200ms停止させた後に１ｓ以上出力させる信号を発生する設定
B　送信不可能状態の設定
標準信号発生器の出力を10ms停止させた後に１ｓ以上出力させる信号を発生する設定
(ｲ)　キャリアセンス判定時間が128μs以上の場合
A　送信可能状態の設定
標準信号発生器の出力を２ms停止させた後に100ms以上出力させる信号を発生する設定
B　送信不可能状態の設定
標準信号発生器の出力を128μs停止させた後に100ms以上出力させる信号を発生する設定
［ウ　同左］
［３・４　同左］
５　試験結果の記載方法
４⑴イ、ウ及び⑵ウ、エを確認できた場合は「良」、それ以外の場合は「否」と記載する。ただし、１時間当たりの送信時間の総和は工事設計書により確認した値を記載することとし、１時間当たりの送信時間の総和が3.6ｓ以下の場合は、キャリアセンスの備付けを要しない旨を記載する。
［第四～第十二　同左］
第十三　平成元年郵政省告示第42号第10項第２号に掲げる無線設備のうち953.5MHzの周波数の電波を使用するもの
一　一般事項
別表第二十第一の一の項に同じ。
二　周波数の偏差及び占有周波数帯幅
別表第二十第一の四の項に同じ。